

石巻市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則

平成17年4月1日

石巻市規則第201号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 市長は、令第5条第1項及び第5項並びに令第7条第4項の規定による公表を、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 閲覧所において公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットにより市のホームページにおいて公衆の閲覧に供する方法

2 前項第1号の規定により閲覧に供する場合は令第5条第1項各号に規定する内容を記載した書面により、前項第2号の規定により閲覧に供する場合は令第5条第1項各号に規定する内容の市のホームページへの掲載により行うものとする。

(公表の対象となる建設工事等)

第3条 市長は、予定価格が130万円を超える建設工事の契約を締結したときは、令第7条第2項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を公表するものとする。建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託で予定価格が130万円を超えるものの契約を締結したときも、同様とする。

- (1) 予定価格
- (2) 最低制限価格（総合評価一般競争入札の対象工事にあつては、調査基準価格）
- (3) 低入札価格調査を実施した工事の調査結果の概要
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定により随意契約した場合における令第7条第2項第9号に規定する事項

(公表の開始の告示)

第4条 市長は、令第5条第1項及び第5項の規定による公表を開始するときは、あらかじめその開始日を告示し、及び市のホームページに掲載しなければならない。

(閲覧所における閲覧)

第5条 閲覧所は、総務部管財課に設置する。

- 2 閲覧所における閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 石巻市の休日定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日は、閲覧所を閉鎖する。
- 4 市長は、庁舎の管理その他の事由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧所における閲覧時間を短縮し、又は臨時に閲覧所を閉鎖することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するもの

とする。

(閲覧所における閲覧の停止等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧所における閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 閲覧に際し、職員の指示に従わない者

(インターネットによる閲覧の停止等)

第7条 市長は、市のホームページの更新その他の事由により必要があると認めるときは、インターネットによる閲覧を臨時に停止することができる。この場合においては、あらかじめ、市のホームページにその旨を掲載するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月26日規則第301号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公告又は指名の通知をした工事の入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日規則第46号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月6日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年10月20日規則第54号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月12日規則第58号)

この規則は、平成30年10月15日から施行する。